

令和7年度

岩手県交通安全実施計画

岩手県交通安全対策会議

まえがき

令和7年度岩手県交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき作成した第11次岩手県交通安全計画（令和3年度から7年度）までの5か年計画）を踏まえ、令和7年度における陸上交通の安全に関し、県及び国の指定行政機関等が講ずべき施策を定めたものです。

令和6年の県内における交通事故の発生状況は、死者数は28人で、昭和23年以降で最少となりました。また、発生件数と負傷者数は21年連続で減少しています。

交通事故の特徴としては、市町村、国道での発生が多いことや車両相互の出会い頭衝突事故、追突事故が多いこと、交通事故死者に占める高齢者（65歳以上）の割合が高いこと、自動車乗車中の死者が多く、そのうち約3割の方がシートベルトを着用していなかったこと等が挙げられます。

第11次岩手県交通安全計画では、令和7年までに年間の死者数を30人以下、年間の重傷者数を210人以下にするという目標を掲げています。

死者数を30人以下にする目標の達成維持と重傷者数の目標を達成するため、高齢者の交通事故防止対策を重点的に進めるほか、市町村を始めとした関係機関、団体等の理解と協力の下、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、さらには鉄道交通や踏切道における交通の安全など、各種施策の効果的な推進に努めます。

また、東日本大震災津波からの復興が進み、新しい道路やまちの整備により、通勤、通学、通院等の日常生活の移動や観光客の利用など、陸上交通をめぐる環境は変化していることから、地域の実情に応じた交通安全対策及び各種運動を推進します。

目 次

○ 交通事故等の現状	1
第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通環境の整備	
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	2
2 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	3
3 幹線道路における交通安全対策の推進	3
4 交通安全施設等の整備事業の推進	5
5 高齢者等の移動手段の確保・充実	6
6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	7
7 無電柱化の推進	7
8 効果的な交通規制の推進	8
9 自転車利用環境の総合的整備	9
10 I T S の活用	9
11 交通需要マネジメントの推進	10
12 災害に備えた道路交通環境の整備	11
13 総合的な駐車対策の推進	12
14 道路交通情報の充実	12
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	13
第2節 交通安全思想の普及徹底	
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	14
2 効果的な交通安全教育の推進	16
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	17
4 交通指導員等の育成・強化	21
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	21
第3節 安全運転の確保	
1 運転者教育等の充実	21
2 運転免許制度の改善	23
3 安全運転管理の推進	23
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	24
5 交通労働災害の防止等	26
6 道路交通に関連する情報の充実	26
第4節 車両の安全性の確保	
1 自動運転車の安全対策・活用の推進	28
2 自動車アセスメント情報の提供等	29
3 自動車の検査及び点検整備の充実	29

第5節 道路交通秩序の維持	
1 交通指導取締りの強化等	31
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	32
3 暴走族等対策の推進	33
第6節 救助・救急活動の充実	
1 救助・救急体制の整備	33
2 救急医療体制の整備	35
3 救急関係機関の協力関係の確保等	36
第7節 被害者支援の充実と推進	
1 無保険（共済）車両対策の徹底	36
2 損害賠償の請求についての援助等	37
3 交通事故被害者支援の充実強化	37
第8節 交通事故分析の高度化の推進	38

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備	
1 鉄道施設等の安全性の向上	39
2 運転保安設備等の整備	39
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	40
第3節 鉄道の安全な運行の確保	
1 保安監査等の実施	40
2 運転士の資質の保持	40
3 安全上のトラブル情報の共有、活用	41
4 気象情報等の充実	41
5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	42
6 計画運休への取組	42
第4節 鉄道車両の安全性の確保	42
第5節 救助・救急活動の充実	43
第6節 被害者支援の推進	43
第7節 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	44

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化及び構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備等の促進	45
第2節 踏切保安設備の整備	45
第3節 踏切道の統廃合の促進	46
第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	46

○ 交通事故等の現状

➤ 道路交通の目標（第 11 次岩手県交通安全計画）

令和 7 年までに年間の死者数を 30 人以下にする。
令和 7 年までに年間の重傷者数を 210 人以下にする。

◇ 現状 (人)

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
死 者 数	45	46	35	37	35	28
重傷者数	328	276	276	275	340	278

➤ 道路交通の指標（第 11 次岩手県交通安全計画）

こども（中学生以下）に関する指標	こどもの交通事故発生件数	60 件以下
高齢者（65 歳以上）に関する指標	高齢者の交通事故発生件数	475 件以下
自転車に関する指標	自転車に関係する交通事故発生件数	125 件以下
交通事故発生時間帯に着目した指標	夕暮れ時（16 時～20 時）の交通事故発生件数	340 件以下
飲酒運転に関する指標	飲酒運転による交通事故発生件数	15 件以下

◇ 現状 (件)

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
こどもの交通事故発生件数	109	78	87	83	79	82
高齢者の交通事故発生件数	811	733	710	681	705	636
自転車に関係する交通事故発生件数	248	187	196	182	177	145
夕暮れ時の交通事故発生件数	565	497	452	411	447	413
飲酒運転による交通事故発生件数	22	27	14	14	18	16

➤ 鉄道交通の目標（第 11 次岩手県交通安全計画）

令和 7 年まで年間の乗客死者数ゼロを継続する。
令和 7 年まで運転事故全体の死者数をゼロにする。

◇ 現状 (人)

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
乗客死者数	0	0	0	0	0	0
運転事故全体の死者数	2	1	1	2	4	1

➤ 踏切道の目標（第 11 次岩手県交通安全計画）

令和 7 年まで年間の踏切事故件数ゼロを継続する。

◇ 現状 (件)

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
踏切事故件数	0	0	3	2	1	0

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部 教育委員会 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細 目	事 業 内 容	
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察) ア 生活道路については、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスの適切な組み合わせにより、交通安全の向上を図るゾーン 30 プラスの整備を推進する。 イ 生活道路を中心とした見やすく分かりやすい道路標識、道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置、拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心とした信号機の改良、光ビーコン¹、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。 ウ 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)の生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。 エ 道路幅員が狭い生活道路において可搬式速度違反自動取締装置による、効果的な取締りを推進する。	
(2) 通学路等における交通安全の確保	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察、保健体育課) 通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、危険箇所合同点検の実施等の継続的な取組を支援するとともに、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検、通学路における合同点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード、ソフトの両面から必要な対策を推進する。	
(3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察) ア 高齢者、障がい者等の生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、公共施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。 また、音響式信号機や歩車分離式信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路管理者による道路整備と併せた視覚障がい者誘導用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置や道路標識の高輝度化を推進する。 イ 冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため、中心市街地や公共施設の周辺等における除雪の効率化等を図る。 ウ 高齢者、障がい者等の安全な移動を支援するため、Bluetooth を活用し、スマートフォン等に歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号時間の延長を可能とする歩行者等支援情報通信システム(高度化P I C S)の整備を検討する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部
節	1 道路交通環境の整備	
項目	2 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	
細 目	事 業 内 容	
	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課) 高規格道路（自動車の高速交通を確保するための自動車専用道路であり、高速自動車道及び一般国道の自動車専用道路で構成）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。 特に、高規格道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 東日本高速道路 県土整備部 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細 目		事 業 内 容
(1) 事故ゼロプラン (事故危険区間重点解消作戦)の推進		(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課) ア 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間など、事故の危険性が高い特定の区間を選定する。 イ 事故要因に即した効果の高い対策を立案、実施し、完了後は、その効果を分析、評価して、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の対策に活用する。
(2) 事故危険箇所対策の推進		(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察、東日本高速道路) ア 死傷事故率の高い事故危険箇所においては、道路管理者と公安委員会が連携し、事故分析結果を基に集中的な事故抑止対策を推進する。 イ 県内の特徴として、正面衝突による重大事故の発生が多いことから、薄層舗装 ² やイメージハンプ ³ 、減速マーク ⁴ 、ランブル・ストリップス ⁵ 等の施工を推進する。 ウ 事故危険箇所では、信号機の多現示化、信号灯器のLED化や道路標識の高輝度化など、歩道等の整備、隅切り等の交差点改良や道路照明、視線誘導標等の設置等の整備を推進する。
(3) 幹線道路における交通規制		(県警察) ア 一般道路においては、交通の安全と円滑化を図るため、速度規制をはじめとする各種交通規制の見直しを行う。 イ 高速自動車国道等では、交通流量の変化、交通安全施設の整備状況、交通事故発生状況等を勘案して、交通規制の見直しを行うとともに、交通事故、異常気象時は、その状況に即して臨時交通規制を迅速かつ的確に実施する。

(4) 重大事故の再発防止	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路建設課、道路環境課、県警察) 重大事故発生時には、速やかに関係機関、団体による当該箇所の道路交通環境等の要因調査を行い、事故要因に即した所要の対策を早急に講じ、同様な事故の再発防止を図る。
(5) 適切に機能分担された道路網の整備	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課) ア 自動車、自転車、歩行者等の異種交通を分離し、高規格道路から居住地域内に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道等の整備を推進する。 イ 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備を推進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。 ウ 市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 エ 通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化を図る。 オ 円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、それぞれの交通拠点へのアクセス道路の整備を推進する。
(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	(東日本高速道路、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、県警察) ア 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所については、事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に行う。 イ 道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しを防止するため、高視認性ポストコーン、高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性の向上、凹凸型路面標示の設置、中央分離帯の設置、ワイヤロープの設置など分離対策の強化を図る。 ウ 逆走及び歩行者、自転車等の立入事案による重大事故防止のための標識や路面標示の整備、渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど総合的な事故防止対策を推進する。 エ 事故や故障による停車車両の早期撤去による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。 オ 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者への適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム(VICS⁶)及びETC2.0⁷等の整備、拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報を提供する。 カ 高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助、救急活動を支援する。

(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察) ア 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、既存道路に歩道を設置するための拡幅、生活道路におけるハンプ⁸や狭さくの設置等による通過車両の抑制対策など、道路の改築事業を推進する。 イ 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化や環状交差点の適切な箇所への導入等を推進する。 ウ 一般道路の新設、改築に当たっては、交通安全施設についても整備することとし、道路標識、道路照明等の設置を図る。 エ 交通流の実態を踏まえつつ、植樹帯の設置及び路上駐停車対策等を実施する。 オ 交通混雑が著しい中心部、鉄道駅周辺地区等においては、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路等の総合的な整備を推進する。 カ 歴史的環境の残る地区においては、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路等の整備を体系的に推進する。
(8) 交通安全施設等の高度化	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、都市計画課、県警察) ア 道路の構造及び交通実態を勘案し、交通安全と交通の円滑化を図るため、信号の集中制御化、系統化、多現示化等の信号の高度化を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号機等のLED化を推進する。 イ 道路標識の高輝度化、高機能舗装、高視認性区画線の整備等のほか、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるよう、標識整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 東日本高速道路 県土整備部 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	
細 目	事 業 内 容	
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理	(県警察) 信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。 特に横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識、道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう適切な管理を行う。 (岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察)	
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	ア 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全、安心な歩行空間の確保を図るため、ゾーン 30 プラス 等による通行車両の速度抑制、通過交通の抑制及び排除、歩行空間のバリアフリー化など、総合的な交通事故対策を推進する。 イ 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者、自転車の安全な通行空間の確保を図る。	

(3) 幹線道路対策の推進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課、県警察) 死傷事故の発生状況から事故危険区間等を選定し、事故原因の検証に基づいた信号機の高度化、交差点改良等の対策を実施する。
(4) 交通円滑化対策の推進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察) 信号機の高度化、交差点の交通安全施設整備等を推進するほか、駐車対策を実施することにより交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。
(5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	(県警察) ア 信号機の高度化等により、死傷事故の抑止、通過時間の短縮を図る。 イ 新交通管理システム（UTMS ⁹⁾ ）の導入を図るとともに、道路交通情報の収集、提供の充実を図る。
(6) 道路交通環境整備への県民参加の促進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、県警察) ア 県民参加による交通安全施設等の総点検を実施し、改善を必要とする施設等の整備を図る。 イ 安全な道路交通環境の整備に当たっては、「標識BOX ¹⁰⁾ 」、「信号機BOX ¹¹⁾ 」、「道の相談室 ¹²⁾ 」等を活用し、県民が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映させる。 ウ 行政と県民の連携による交通安全対策を推進するため、県民が計画段階から参加できる仕組みをつくり、事業の進捗状況、効果等についても積極的に公表する。
(7) 連絡会議等の活用	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路建設課、道路環境課、県警察) 「岩手県道路交通環境安全推進連絡会議」や「アドバイザー会議」を活用し、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、安全な道路交通環境の実現を図る。

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 道路交通環境の整備	J R 東日本 三陸鉄道
項目	5 高齢者等の移動手段の確保・充実	I G Rいわて銀河鉄道 ふるさと振興部 保健福祉部
細目	事業内容	
	(東北運輸局、J R 東日本、三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道、交通政策室、長寿社会課) 高齢者をはじめとする地域住民の移動を支える地域公共交通について、国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を基に、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部 東日本高速道路
節	1 道路交通環境の整備	
項目	6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	
細 目	事 業 内 容	
	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、都市計画課、東日本高速道路) 高齢者や障がい者等を含めてすべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差、傾斜、勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的、面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。また、バリアフリー化をはじめとする安全、安心な歩行空間を整備する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部
節	1 道路交通環境の整備	
項目	7 無電柱化の推進	
細 目	事 業 内 容	
	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課、都市計画課) 歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などの観点から無電柱化を推進する。 緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置（道路法第 37 条による道路の占有制限）の展開を図るとともに、固定資産税の特別措置や防災、安全交付金による重点的支援を実施する。 直接埋設や小型BOX活用方式など低コスト手法の導入・普及促進の仕組みの構築に着手する。 地上機器の民有地への設置など地域の協力が得られ、また、計画策定の際に地域の声が反映される仕組みを構築することで地域との連携を強化し、事業を推進する。	

章	1 道路交通安全	(実施機関) 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	8 効果的な交通規制の推進	
細 目	事 業 内 容	
(1) 地域の特性に応じた交通規制	(県警察) ア 幹線道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案した最高速度規制を実施する。 イ 生活道路においては、最高速度規制（ゾーン規制）、指定方向外進行禁止等の交通規制を強化する。 ウ 交通実態や駐車需要を十分に踏まえた、きめ細やかな駐車規制を実施する。	
(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制	(県警察) 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制について恒常的な点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に捉えたソフト・ハード両面からの総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。 また、路線バス等の公共交通機関の定時運行と利便性の向上を図るための交通規制を推進する。	
(3) 合理的な交通規制の推進	(県警察) ア より合理的な交通規制を推進するため、交通規制実施後の道路交通環境の変化等を的確に把握し、現場の交通実態と乖離している交通規制について見直しを行う。 イ 道路交通環境の実態に即した信号機の新設、廃止等を推進する。 ウ 中心市街地エリア、商業集積エリアを対象に、貨物自動車等の荷捌きや客待ち駐車に関連した対策を推進する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部 復興防災部 県警察
節	1 道路交通環境の整備	J R 東日本 三陸鉄道 I G R いわて 銀河鉄道
項目	9 自転車利用環境の総合的整備	
細 目	事 業 内 容	
(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課、消防安全課、県警察) 歩行者、自転車、自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車事故等への対策を講じるため、路肩のカラー舗装化や自転車の通行空間の明示、矢羽根等の路面表示の設置等により、安全で快適な自転車通行空間等の整備を推進する。 ア 自転車が安全で快適に利用できる環境を創出するため、カラー舗装等の整備や矢羽根等の路面表示などにより、自転車通行空間等の整備を推進する。 イ 自転車通行空間、自転車道等を継続的に安全で快適に利用するため、舗装補修や除草等の適切な維持管理を行うとともに、道路管理者と県警察が連携し、適切な道路標識及び道路標示等の設置、運用を推進する。 ウ 悪質、危険な行為の取締りを強化するとともに、ルールやマナーに関する安全教育、広報啓発を積極的に推進する。	
(2) 自転車等の駐車対策の推進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課、県警察、J R 東日本、三陸鉄道、I G R いわて 銀河鉄道) 放置自転車等の問題解決のため、市町村、道路管理者、県警察、鉄道事業者等が協力して整理、撤去等を推進する。 自転車等の駐車需要の多い地域を中心に、路外、路上の自転車駐車場等の整備を推進する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北総合通信局 東北運輸局 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 東日本高速道路 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	10 I T S の活用	
細 目	事 業 内 容	
(1) 道路交通情報通信システムの整備	(東北総合通信局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、県警察) ア 交通監視カメラ、車両感知器など、既存設備による情報収集体制の充実を図る。 イ リアルタイムで渋滞情報や規制情報等の道路交通情報を提供し、交通の安全と円滑化を推進する。	

(2) 新交通管理システムの推進	(県警察) 交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコン等のインフラ整備を推進する。
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進	(東北総合通信局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、県警察) ア 交通管制システムのインフラ等を利用して、周辺の交通状況等を提供する安全運転支援システム（DSSS ¹³ ）の整備を推進する。 イ 情報通信技術（ICT ¹⁴ ）を活用して、適切に周辺の交通情報を提供する走行支援システム（AHS ¹⁵ ）の整備を推進する。
(4) ETC 2.0 の展開	(東日本高速道路) 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。 また、収集した速度データや利用経路、時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進する。
(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進	(東北運輸局) 環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS ¹⁶ 技術を活用し、公共交通機関の利用を促進する。

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 道路交通環境の整備	岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所
項目	11 交通需要マネジメントの推進	ふるさと振興部 県土整備部 県警察
細目	事業内容	
(1) 公共交通機関利用の促進	(東北運輸局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、交通政策室、道路建設課、道路環境課、都市計画課、県警察) 地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を基に公共交通サービスの改善を進めるとともに、公共交通機関の利用促進に向けた啓発活動を通じて、円滑な道路交通の実現を図る。	
(2) 貨物自動車利用の効率化情報提供の充実	(東北運輸局) 効率的な貨物自動車利用等を促進するため、共同配送等による貨物自動車の積載効率向上や、宅配ボックスの設置、置き配が進む取組等の推進、宅配ロッカー等の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時指定等を消費者がより自発的・積極的に選択する仕組の構築の支援など、再配達率削減に資する取組等による物流効率化を推進する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所
---	-----------	----------------------

節	1 道路交通環境の整備	三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 復興防災部 県土整備部 県警察
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細 目	事 業 内 容	
(1) 災害に備えた道路の整備	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路建設課、道路環境課、県警察) ア 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。 イ 津波に対しては、道路利用者への早期情報提供と併せて、避難路の整備及び緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。 ウ 豪雨、豪雪等に対応するため、道路法面等の防災対策や地域の孤立を解消する道路の整備を推進する。 エ 地震、津波等の災害発生時に、避難場所となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。	
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課、県警察) ア 交通管制センター、交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備や通行止め等の交通規制を実施するための交通規制資機材の整備を推進する。 イ 停電による信号機の機能停止を防止するため、自動起動型信号機電源付加装置の整備を推進する。 ウ 隣接県を含めた交通情報を収集するとともに、交通流、量を適正に配分、誘導するための広域的な交通管理体制の整備を推進する。 エ 老朽化した信号機、道路標識等の計画的な更新を推進する。	
(3) 災害発生時における交通規制	(防災課、県警察) 災害発生時においては、被災状況を把握した上で、災害応急対策を的確かつ円滑に行われるようにするため、災害対策基本法の規定に基づき、被災地域への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施し、緊急交通路を確保する。	
(4) 災害発生時における情報提供の充実	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課、県警察) 交通監視カメラ、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した災害情報等の提供を推進する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 復興防災部 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	13 総合的な駐車対策の推進	
細 目	事 業 内 容	
(1) きめ細かな駐車規制の推進	(県警察) 地域住民等の意見要望等を十分踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、特に物流の必要性にも配慮し、利用実態に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。	
(2) 違法駐車対策の推進	(県警察) ア 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反や取締り活動ガイドラインによる違反実態に即した公平かつ適正な取締りを推進する。 イ 県民の意見や道路交通環境など現場の状況を勘案した上で、必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインを見直す等、適切に対応する。 ウ 運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用者責任を追及する。 エ 交通事故の原因となった違反や常習的な違反など悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。	
(3) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	(消防安全課、県警察) 地域交通安全活動推進委員会をはじめとする関係機関・団体と連携した県民への広報・啓発活動により、違法駐車を排除する社会的気運の醸成・高揚を図る。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北総合通信局
節	1 道路交通環境の整備	岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所
項目	14 道路交通情報の充実	東日本高速道路 県土整備部 県警察
細 目	事 業 内 容	
(1) 情 報 収 集、提供体制 の充実	(東北総合通信局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、県警察) 多様化する道路利用者のニーズや自動運転の実用化、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等を設置するほか、新たな情報通信技術（ＩＣＴ）導入による情報収集・提供体制の充実を図る。	

(2) I T S を活用した道路交通情報の高度化	(東北総合通信局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、県警察) ア V I C SやI T Sスポットの整備、拡充を図るとともに、E T C2.0 対応カーナビ及びE T C車載器を活用し、E T Cのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うE T C2.0 サービスを推進することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散により交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。 イ 新交通管理システム（U T M S）構想に基づく光ビーコン整備と安全運転支援システムを推進するとともに、道路交通情報の充実を図る。
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進	(東北総合通信局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、県警察) 道路における交通の混雑の状態を予測し、又は目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業を行う者への指導・監督に務め、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保	(東北総合通信局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、県警察) ア 時間別・車種別等の交通規制の実効性を確保するため、大型標識、案内標識等の整備を推進する。 イ ルート番号等を用いた案内標識の設置や多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 東日本高速道路 保健福祉部 県土整備部 教育委員会 県警察
節	1 道路交通環境の整備	
項目	15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	

細 目	事 業 内 容
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、県警察) ア 工作物の設置、工事等のための道路の使用、占用の許可に当たっては、道路交通への影響を最小限に止めるとともに、適正な運用と併せて許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。 イ 不法占用物件等については、実態把握及び強力な指導取締りを市街地において重点的に行い、その是正を実施する。また、不法占用物件等の一掃及び不法占用防止の啓発活動と併せて、「道路ふれあい月間」等により道路の愛護思想の普及を図る。 ウ 道路の掘り返しを伴う占用工事については、工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工の時期や方法を調整するとともに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

(2) 休憩施設等の整備の推進	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課) 過労運転に伴う事故防止や高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。
(3) こどもの遊び場等の確保	(保健体育課、子ども子育て支援室) こどもの遊び場等の環境に恵まれない地域等においては、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭並びに体育施設、保育所や認定こども園等の園庭等の開放の促進を図る。
(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課) ア 道路交通が危険であると認められる場合及び道路工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。 イ 車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。
(5) 冬季の交通安全の確保	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課) ア 冬季の安全な道路交通を確保するため、予防的、計画的な通行規制や除雪作業、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備等を推進する。 イ 大雪が予想される場合には、道路利用者に対し、道路情報板への表示やSNSなど様々な手段を活用して、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなどについて、幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通等を情報提供する。 ウ 適切な情報提供を行うため、道路情報提供装置等の整備を推進する。

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 復興防災部 ふるさと振興部 保健福祉部 教育委員会 県警察
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細 目		事 業 内 容
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進		(消防安全課、子ども子育て支援室、学事振興課、保健体育課、県警察) 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる交通安全教育を行う。

(2) 児童、生徒に対する交通安全教育の推進	(消防安全課、学事振興課、保健体育課、県警察) ア 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用に必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める交通安全教育を行う。 イ 中学生に対しては、自転車の安全走行に必要な知識と技能の習得に加え、他人の安全にも配慮できることや安全に対する自己責任感を育てることを目標とし、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を行う。 ウ 高校生に対しては、二輪車・自転車の安全走行に必要な技能と知識の習得に加え、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とし、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として人命尊重を根幹に置いた交通安全教育を行う。 エ 各学校等においては、家庭、関係機関・団体等と連携・協力し、各教育活動全体を通して交通安全教育を実施する。また、教員等を対象とした研修会等を開催する。 オ 関係機関・団体は、各学校における交通安全教育への支援として指導者の派遣、情報の提供等を行うとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒等に対する補完的な交通安全教育を行う。
(3) 成人に対する交通安全教育の推進	(消防安全課、県警察) ア 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。 イ 免許取得後の教育は、運転者としての社会的責任の自覚、危険予測、回避の能力、交通安全意識、交通マナーの向上等を目標とし、県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所が行う運転者教育及び安全運転管理者等が行う交通安全教育を中心に行う。 ウ 事業主は、安全運転管理者等を法定講習、指導者研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活性化に努める。 エ 事業所、官公庁等が交通安全に果たすべき責任を自覚し、業務中をはじめ、社員や職員の通勤・帰宅途上等における交通事故防止のため、自主的な安全運転管理対策を講ずるよう広報啓発に努める。 オ 社会人を対象とした公民館等の社会教育施設における学級、講座等において、交通安全の内容を取り入れるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

(4) 高齢者に対する交通安全教育の推進	(消防安全課、長寿社会課、県警察) ア 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を行う。 イ 市町村の高齢者福祉部門、高齢者医療及び福祉施設と交通安全関係団体、交通ボランティア等が連携し、多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。 ウ 県及び市町村は、高齢者に対する交通安全指導等の講習会や研修会を活用し、交通安全指導者の養成、指導体制の充実を図る。 エ 高齢者在宅家庭訪問による個別指導、助言等が地域一体となり行われるよう努め、外出時には明るい服装と反射材用品の着用を呼びかけるなど交通安全用品の普及にも努める。 オ 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。 カ 電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の販売店と連携して、購入時における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。
(5) 障がい者等に対する交通安全教育の推進	(消防安全課、障がい保健福祉課、県警察) ア 地域における福祉活動の場を利用することなどにより、障がいの程度に応じ、きめ細やかな交通安全教育を推進する。 イ 介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。
(6) 外国人に対する交通安全教育の推進	(消防安全課、県警察) ア 外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。 イ 定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 復興防災部 県警察
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	2 効果的な交通安全教育の推進	
細 目		事 業 内 容
		(消防安全課、県警察) ア 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。 イ 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体への資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供など、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

	ウ 受講者の年齢や通行の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーターの活用など、柔軟かつ多様な方法による教育の推進を図るほか必要に応じて教育の方法や利用する教材等を見直し、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえた効果的な交通安全教育の実施に努める。
--	---

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 復興防災部 農林水産部 保健福祉部 県警察															
節	2 交通安全思想の普及徹底																
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進																
細 目	事 業 内 容																
(1) 交通安全運動の推進	(消防安全課、県警察) ア 春と秋の「全国交通安全運動」、夏と冬の「交通事故防止県民運動」、「交通事故死ゼロを目指す日」及び「自転車の安全利用推進期間」の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動の重点等について広く県民に周知し、県民参加型の運動として展開する。 イ 効果的な運用となるよう、事故実態や県民のニーズ等を踏まえるとともに、民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図りながら展開する。 ウ 毎月1日の「岩手県交通安全の日」、毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」及び毎月17日の「岩手県シルバー交通安全指導の日」を中心に、それぞれの目的に合わせた県民参加型の活動を展開する。 エ 交通安全に対する県民の意識の向上を図り、県民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死傷者数の減少傾向をより確実なものにするため、街頭キャンペーンや交通関係団体と連携した広報啓発活動を積極的に展開する。 <table><tr><th>運動等の名称</th><th>実施期間</th><th>運動等の重点</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>春の全国交通安全運動</td><td>4月6日(日)～ 4月15日(火) [10日間]</td><td>交通対策本部決定に準ずる。</td></tr><tr><td>交通事故死ゼロを目指す日</td><td>4月10日(木)</td><td>「春の全国交通安全運動」の趣旨、重点等を周知し、交通安全行動を促す。</td></tr><tr><td>自転車の安全利用推進期間</td><td>5月1日(木)～ 5月31日(土) [1か月間]</td><td>① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進 ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止 ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進</td></tr></table>		運動等の名称	実施期間	運動等の重点				春の全国交通安全運動	4月6日(日)～ 4月15日(火) [10日間]	交通対策本部決定に準ずる。	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(木)	「春の全国交通安全運動」の趣旨、重点等を周知し、交通安全行動を促す。	自転車の安全利用推進期間	5月1日(木)～ 5月31日(土) [1か月間]	① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進 ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止 ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
運動等の名称	実施期間	運動等の重点															
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～ 4月15日(火) [10日間]	交通対策本部決定に準ずる。															
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(木)	「春の全国交通安全運動」の趣旨、重点等を周知し、交通安全行動を促す。															
自転車の安全利用推進期間	5月1日(木)～ 5月31日(土) [1か月間]	① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進 ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止 ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進															

	夏の交通事故防止県民運動	7月15日（火）～ 7月24日（木） [10日間]	① 暑さなどによる過労運転の防止 ② 高齢者と夏休み中のこどもの交通事故防止 ③ 飲酒運転の根絶 ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底												
	秋の全国交通安全運動	9月21日（日）～ 9月30日（火） [10日間]	交通対策本部決定に準ずる。												
	交通事故死ゼロを目指す日	9月30日（火）	「秋の全国交通安全運動」の趣旨、重点等を周知し、交通安全行動を促す。												
	冬の交通事故防止県民運動	12月15日（月）～ 12月24日（水） [10日間]	① スピードダウンの徹底 ② 高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止 ③ 飲酒運転の根絶 ④ 冬道用タイヤ装着の徹底												
(2) 横断歩行者の安全確保	(消防安全課、県警察) 信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。 また、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。 ○信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況調査 (日本自動車連盟調査) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県</td><td>50.0%</td><td>56.2%</td><td>57.1%</td></tr> <tr> <td>全国</td><td>39.8%</td><td>45.1%</td><td>53.0%</td></tr> </tbody> </table>				令和4年	令和5年	令和6年	岩手県	50.0%	56.2%	57.1%	全国	39.8%	45.1%	53.0%
	令和4年	令和5年	令和6年												
岩手県	50.0%	56.2%	57.1%												
全国	39.8%	45.1%	53.0%												
(3) 特定小型原動機付自転車等の電動モビリティの安全利用の推進	(消防安全課、県警察) ア 特定小型原動機付自転車に係る交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、効果的な広報啓発活動を実施し、周知を図る。 イ 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、特定小型原動機付自転車運転者講習を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。 ウ 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。 エ ペダル付き電動バイクの運転に当たっては運転免許を要することやヘルメットを着用しなければならないこと等の交通ルールについて、販売事業者に働き掛けを行うなどして周知を図る。														

(4) 自転車の安全利用の推進

(消防安全課、県警察)

ア 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるほか、自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

イ 自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止や自転車の酒気帯び運転に対する罰則の創設等の内容について、広報啓発に努める。

ウ 自転車は、通勤・通学をはじめ、配達やサイクリング等の目的で身近に利用されていることから、安全な自転車利用を進めるための交通安全教育の充実を図る。

エ 自転車の運転による交通の危険を防止するため、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。

オ 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面を有しており、交通に参加する者としての十分な自覚、責任が求められることについて意識啓発を図るとともに、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとしての自転車損害賠償責任保険等への加入の周知による安全利用を促進する。

カ 自転車の幼児用座席に幼児を乗せるときは、乗車用ヘルメット及びシートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。また、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発活動を推進し、すべての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

キ 令和8年4月から自転車が新たに交通反則通告制度の対象となることを見据えて、自転車の利用者である児童・生徒に対する自転車交通安全教育を推進する。

(消防安全課、県警察)

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

○令和6年一般道路におけるシートベルト着用状況調査（警察庁／日本自動車連盟調査）

	運転者	助手席	後部座席
岩手県	99.8%	98.4%	53.7%
全国	99.2%	96.8%	45.5%

(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底

(消防安全課、県警察)

チャイルドシートの使用効果や使用方法について理解を深めるため、市町村、幼稚園、保育所、医療機関等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導や、インターネットを活用した保護者向けの情報提供等により、正しい使用方法を周知する。

また、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用出来ない場合には、6歳以上でもチャイルドシートを使用することについて、広報啓発する。

○チャイルドシート使用状況調査（警察庁／日本自動車連盟調査）

	令和4年	令和5年	令和6年
岩手県	73.6%	72.8%	82.8%
全国	74.5%	76.0%	78.2%

(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底

(7) 反射材用品等の普及促進	(消防安全課、農産園芸課、県警察) ア 夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育の実施、適切な反射性能等を有する製品の情報提供等による反射材用品等の販売店の拡充及び反射材用品等の普及に努める。また、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。 イ 農作業用車両等の利用者に対しても、農業機械用後部反射マーク（通称「低速車マーク」）の取付け及び衣服や積荷への反射材装着の促進を図る。
(8) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	(消防安全課、障がい保健福祉課、県警察) 飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、交通ボランティア、安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等と連携してハンドルキーパー運動¹⁷の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。 また、飲酒運転をした者が、アルコール依存症等が疑われる場合に、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。
(9) 効果的な広報の実施	(消防安全課、県警察) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報など、具体的で訴求力の高い広報を重点的かつ集中的に実施し、高齢者の交通事故防止、こどもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車乗車時のヘルメットの着用、危険運転や飲酒運転の根絶など、実効の確保を図る。
(10) 自動車事故を防止するための取組支援	(消防安全課、県警察) 安全運転管理者選任事業所に対し、交通事故情報を提供するほか、安全講習、季節運動等における合同街頭活動など、事業所における自動車事故を防止するための取組を支援する。
(11) その他の普及啓発活動の推進	(消防安全課、県警察) ア 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（通称「高齢者マーク」）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。 イ 夕暮れから夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の要因である最高速度違反、歩行者の斜め横断などの事故実態・危険性等を広く周知し、道路利用者の安全意識の高揚と安全行動の実践を推進する。 また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等の活用などにより、自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の活用を推進する。 ウ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進する。 エ 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、インターネットなど各種広報媒体を通じて、事故多発地点等に関する情報の提供に努める。

章	1 道路交通安全の安全	(実施機関名) 復興防災部
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	4 交通指導員等の育成・強化	
細 目	事 業 内 容	
	(消防安全課) ア 交通安全教育・普及啓発活動や街頭指導の徹底を図るため、新任交通指導員研修会をはじめとする各種研修会を開催するなど、市町村交通指導員の育成・強化を図る。 (新任交通指導員研修会、中堅指導員研修会、活動事例研修会) イ 交通安全思想の普及及び交通安全指導の徹底を図るため、市町村が設置する交通指導員の報酬に対して補助金を交付する。 (交通指導員の報酬に対する補助) 1人1日 1,200 円 かつ年間 90 日を限度 補助率 1/2 ウ 長期にわたり交通安全指導に精勤し、他の模範となる交通指導員を表彰する。 (県知事表彰、交通指導隊連絡協議会長表彰)	

章	1 道路交通安全の安全	(実施機関名) 復興防災部 県警察
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
細 目	事 業 内 容	
	(消防安全課、県警察) ア 交通安全を推進する民間団体に対しては、指導者の養成や諸行事の開催など、主体的な活動に対する支援を行う。 イ 交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と県民が連携を図り、それぞれの地域の実情に即した活動を推進し、県民の参加・協働を進める。	

章	1 道路交通安全の安全	(実施機関名) 東北運輸局 三陸鉄道 復興防災部 ふるさと振興部 県警察
節	3 安全運転の確保	
項目	1 運転者教育等の充実	
細 目	事 業 内 容	
(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	(県警察) ア 自動車教習所において、交通事故の発生状況、道路環境等の地域特性を踏まえた教習内容とするほか、指導員の資質の向上、教習技法の充実を図り、教習水準を高める。 イ 各種の免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。	

(2) 運転者に対する再教育等の充実	(県警察) ア 停止処分者講習、更新時講習、高齢者講習等の法定講習により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上と講習内容及び方法の充実に努める。特に、飲酒運転を根絶する観点から、停止処分者講習における飲酒学級の充実に努める。 イ 自動車教習所において、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。
(3) 妨害運転等の悪質、危険な運転者に対する再教育	(県警察) 処分者講習における運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質、危険な運転特性の矯正を図る。
(4) 二輪車安全運転対策の推進	(県警察) 自動二輪免許及び原付免許の取得時講習の充実に努める。
(5) 高齢運転者対策の充実	(県警察) ア 高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の充実等に努める。 特に、高齢者講習においては、実車指導による危険な運転行動の是正に努める。 イ 認知機能検査等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。 ウ 運転技能検査の実施により、加齢に伴う身体機能の衰えや危険な運転習慣について認識させ、その是正を図る。 エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図る。
(6) 高齢者支援の推進	(消防安全課、県警察、交通政策室、東北運輸局、三陸鉄道) ア 自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関、団体が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置の充実、地域公共交通の整備、拡充に努める。 イ 運転経歴証明書の制度を活用し、運転免許証を自主返納した者の支援に努める。 ウ 低床バスの導入やバリアフリー化を通じて、高齢者が公共交通機関を利用しやすい環境を整備する。
(7) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	(消防安全課、県警察) 関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等のキャンペーンを積極的に行うとともに、着用義務違反に対する交通指導取締りを強化する。
(8) 自動車運転代行業の指導育成等	(県警察) 自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の促進	(東北運輸局) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進する。
(10) 危険な運転者の早期排除	(県警察) 行政処分制度を適正かつ迅速に運用するほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等にかかっていると疑われる者に対する臨時適性検査等の迅速、的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 県警察
節	3 安全運転の確保	
項目	2 運転免許制度の改善	
細 目	事 業 内 容	
	(県警察) ア 交通事故の傾向など、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判断できるものとなっているか検証を行い、必要に応じ、改善を図る。 また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続きの簡素化の推進により更新負担の軽減を図る。 イ 高齢者講習等については、自動車教習所と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。 ウ 各運転免許センターにおける障がい者等のための設備、資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 県警察
節	3 安全運転の確保	
項目	3 安全運転管理の推進	
細 目	事 業 内 容	
	(県警察、東北運輸局) ア 安全運転管理者等に対する講習の充実等により、管理能力及び安全意識の向上を図るとともに、事業所における自主的な交通安全教育が適切に行われるよう指導する。 イ 安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化する。 ウ 事業活動による道路交通法違反等について、使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底する。	

	エ ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努め、得られた映像等の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。 オ 安全運転管理者の業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が追加されたことの周知を図る。
--	---

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3 安全運転の確保	
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細 目	事 業 内 容	
(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	(東北運輸局) ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 事業者の安全管理体制の構築、改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価は運輸防災マネジメント指針を活用し、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化する。また、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底、遵守する意識付けの取組を的確に確認する。 イ 事業者の安全意識の向上 インターネットを活用し、事業者による事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティングの実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。	
(2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	(東北運輸局) 事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行うとともに、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知を図る。	
(3) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	(東北運輸局) 事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。	

(4) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	(東北運輸局) 事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図り、より高度かつ複合的な事故原因の調査分析を行い、客観性があり質の高い再発防止策の提言を行うことにより、事業用自動車の事故の未然防止に向けた取組を促進する。
(5) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	(東北運輸局) 労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査、監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。また、ITを活用して効果的、効率的な監査、監督を実施する。 バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒、過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による事故の未然防止を図る。 関係行政機関と連携し、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 事業者団体等の関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止など、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。
(6) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	(東北運輸局) 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク制度)を促進する。 また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。 貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定、公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

章	1 道路交通安全の安全	(実施機関名) 岩手労働局
節	3 安全運転の確保	
項目	5 交通労働災害の防止等	
細 目	事 業 内 容	
(1) 交通労働災害の防止	(岩手労働局) 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。 また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止を担当する管理者の選任、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する個別指導等を実施する。	
(2) 運転者の労働条件の適正化等	(岩手労働局) 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金制度等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の労働関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)の履行を確保するための監督指導を実施する。 また、関係行政機関において、相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じて合同による監査・監督を実施する。	

章	1 道路交通安全の安全	(実施機関名) 東北運輸局 盛岡地方気象台 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 東日本高速道路 県土整備部 県警察
節	3 安全運転の確保	
項目	6 道路交通に関連する情報の充実	
細 目	事 業 内 容	
(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等	(東北運輸局) 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、イエローカード ¹⁸ の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について、危険物運送事業者の指導を強化する。	
(2) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	(東北運輸局) 国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、地方での関係者会議や関係団体等を通じて浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進する。	

(3) 気象情報等の充実	(岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東日本高速道路、道路環境課、県警察) 道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。 (盛岡地方気象台) 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴの活用等に留意し、主に次のことを行う。 ア 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。 イ 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。 (7) 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進 緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。 (4) 津波警報等の確実な運用 地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。 (7) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進 火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。 ウ 情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。 また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて、気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。 (7) 気象特別警報・警報・予報等 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪(解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報)」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。 さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。
---------------------	---

	(イ) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等 地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。 (ロ) 北海道・三陸沖後発地震注意情報 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。 (ハ) 噴火警報等 火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。 さらに、これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。 エ 気象知識等の普及 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。
--	--

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	1 自動運転車の安全対策・活用の推進	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局) 交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられる。一方で自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の活用促進及び安全対策の両方を推進する。 また、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。	

章	1 道路交通安全の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	2 自動車アセスメント情報の提供等	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局) 自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。 また、通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の傷害予測が可能な事故自動通報システム等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV¹⁹技術等の自動車の安全に関する先進技術の理解促進を図る。	

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 東北運輸局 復興防災部 農林水産部 県警察
節	4 車両の安全性の確保	
項目	3 自動車の検査及び点検整備の充実	
細 目	事 業 内 容	
(1)自動車の検査の充実	(東北運輸局) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「OBD 検査²⁰」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両をはじめとした基準不適合車両の排除等を推進する。	

(2) 自動車点検整備の充実	(東北運輸局) ア 点検整備の充実 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和7年9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。 また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。 特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。 イ 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和7年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。 また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。 ウ 自動車整備技術の向上 自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化させる必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。
(3) リコール制度の充実、強化	(東北運輸局) 自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。 また、リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。

(4) 自転車の安全性の確保 (5) 農業機械の点検整備及び安全確保	(消防安全課、県警察) ア 毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、5月の「自転車の安全利用推進期間」及び各季の「交通安全運動」等における啓発活動を通じて、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。 イ 児童、生徒が利用する自転車の点検整備については、関係団体の積極的な協力を求める。 ウ 夜間における交通事故防止のため、灯火点灯の徹底と反射器材等の普及促進により、自転車の被視認性の向上を図る。 エ 自転車安全整備制度におけるT Sマーク²¹付帯保険や損害賠償責任保険等の加入促進に加え、年1回の点検・整備を受けたT Sマークの更新等を図る。 (農産園芸課) 農業機械整備事業者が農業機械の適正な点検整備に努めるとともに、その使用者に対し、公道走行に当たっての基本的な法律（道路運送車両法、道路交通法等）を周知徹底するよう指導する。
--	---

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 県警察 東北運輸局
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	1 交通指導取締りの強化等	
細 目	事 業 内 容	
(1) 一般道における効果的な指導取締りの強化等	(東北運輸局、県警察) ア 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、横断歩行者妨害、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。 特に、横断歩行者被害の重大事故の発生が多いことから、横断歩行者妨害の取締りを強化するとともに、運転者に対する歩行者保護意識を醸成させる指導を徹底する。 また、飲酒運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。 引き続き、児童、高齢者、障がい者の保護の観点に立った指導取締りを推進する。 イ 通学路における児童の安全を確保するため、交通事故の発生状況や地域住民からの取締り要望を踏まえ、通学路における交通指導取締りを推進する。 ウ 事業活動における過積載、過労運転等の違反については、自動車の利用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ、自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行う。また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行う。 エ 特定小型原動機付自転車については、悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化するとともに、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない電動モビリティを公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。 オ 自転車利用者による交通違反に対して指導警告を行うとともに、これに従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときは、確実な検挙措置を講ずる。	

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等	(県警察) ア 高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。 イ 高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。 ウ 交通指導取締りは、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点とし、特に妨害運転、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、携帯電話使用等の取締りを強化するとともに、被害軽減効果の高いシートベルト着用義務違反の取締りを強化する。
---------------------------	---

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 県警察
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
細 目	事 業 内 容	
(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	(県警察) 飲酒運転等が疑われる交通事故事件の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。	
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化	(県警察) 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。	
(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	(県警察) 科学的捜査を支える装備資器材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部 県警察
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	3 暴走族等対策の推進	
細 目	事 業 内 容	
(1) 暴走行為 阻止のため の情報収集 及び対策	(県警察、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、道路環境課) 事前の情報入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。 暴走族等及びこれに伴う群衆が集まりやすい施設の管理者に協力を求め、集らせないための環境づくりを推進する。	
(2) 暴走族に 対する指導 取締りの推 進	(県警察、東北運輸局) ア 集団暴走行為、爆音暴走行為等に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用し、検挙及び補導の徹底を図る。 イ 複数の県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警察相互の捜査協力を積極的に行う。 ウ 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。	
(3) 暴走族関 係事犯者の 再犯防止	(県警察) 暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。	
(4) 車両の不 正改造の防 止	(東北運輸局) ア 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。 イ 自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立入検査を行う。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東日本高速道路 教育委員会 復興防災部 保健福祉部
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	1 救助・救急体制の整備	
細 目	事 業 内 容	
(1) 救助体制 の整備、拡充	(消防安全課) 交通事故の種類、内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動を円滑に実施する。	

(2) 多数傷者発生時における救助、救急体制の充実	(消防安全課、医療政策室) 多数の負傷者が発生する大規模事故に対応するため、救急搬送の体制を整備し、救助訓練を実施する。また、消防機関、災害派遣医療チーム（DMAT²²）の連携により、救助・救急体制の充実を図る。
(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	(消防安全課、医療政策室、保健体育課) ア 自動体外式除細動器（AED²³）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会への参加促進や救急の日、救急医療週間等の機会を利用した普及啓発活動を推進する。 イ 学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AEDの取扱いを含む。）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図り、中学校、高等学校の保健体育における止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDの取扱いを含む。）について、指導の充実を図る。
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進	(消防安全課) ア 救急救命士の計画的な養成を図るとともに、高度な救急救命処置の質の確保、維持向上と、本県における救急業務の高度化を図るため、救急救命士を対象とした研修を実施する。 イ 医師の指示又は指導、助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。
(5) 救助、救急用資機材の整備の推進	(消防安全課) 救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を推進する。
(6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進	(消防安全課) 交通遠隔地等における傷病者の救助・救急事案に迅速に対応するため、防災ヘリコプターを活用した消防機関との連携訓練の充実を図るとともに、ドクターヘリとの連携を強化し、防災ヘリコプターによる救急業務体制の充実強化を図る。
(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	(消防安全課) 複雑多様化する救助、救急事案に対応できるよう救助隊員及び救急隊員の知識、技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を図る。
(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	(東日本高速道路) 東日本高速道路株式会社と沿線市町村等は、相互に協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。このため、東日本高速道路株式会社が、自主救急実施区間外のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講ずる。

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 保健福祉部
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	2 救急医療体制の整備	
細 目	事 業 内 容	
(1) 救急医療機関等の整備	(医療政策室) ア 休日又は夜間における初期救急医療体制については、地域医師会の協力による在宅当番医制の実施、市町村による休日夜間急患センターの設置促進に努める。 イ 入院を必要とする中等症及び重症救急患者に対する二次救急医療体制については、保健医療圏を単位とする病院群輪番制の取組を推進するとともに、病院群輪番制病院及び救急告示医療施設の機能充実に努める。 ウ 重篤な救急患者に対する三次救急医療体制については、県内4箇所を設置されている24時間体制の救命救急センターの機能強化を推進する。 エ 救急医療情報システムについては、医療機関と消防機関の連携を図り、その効果的な運用に努める。 オ 救急安心センター事業（＃7119）については、初期救急を担う市町村や消防組合等の関係機関と連携しながら、救急車の適正利用や医療機関の適正受診の周知を図る。	
(2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等	(医療政策室) ア 救急医療に携わる医師や看護師の必要数の確保に努めるとともに、救急医療に関する研修への参加を促進するなど、救急医療従事者の資質の向上に努める。 イ 保健師等の救急蘇生法指導者講習会への参加を促進し、地域における救急蘇生法等の普及方策など、企画・運営を行う者の養成を図る。	
(3) ドクターヘリ事業の推進	(医療政策室) 救急患者への救命医療を救急現場から開始し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師や看護師が同乗し、救命医療を行うドクターヘリについて、運航主体である岩手医科大学と連携を図り、その効果的な運用に努める。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 復興防災部
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	3 救急関係機関の協力関係の確保等	
細 目	事 業 内 容	
	(消防安全課) ア 高機能システムの導入等による現場到着時間の短縮などを図るため、県内 10 消防本部が連携し「いわて消防指令センター」の整備を進める。 イ 救急医療機関、消防機関等の緊密な連携、協力関係の確保を推進するため、県や地域単位でのメディカルコントロール協議会の運営などを通じて、救急活動の円滑化や高度化への対応を支援する。 ウ 外国人からの 110 番通報や救急活動時に迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介した三者間同時通訳や多言語音声翻訳アプリの活用等を促進する。	

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	1 無保険（共済）車両対策の徹底	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局) 自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れ防止のための広報活動を行うとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を実施するなど、無保険（共済）車両の運行を防止する。	

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 環境生活部 県警察
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	2 損害賠償の請求についての援助等	
細 目	事 業 内 容	
(1) 交通事故相談活動の推進	(県民生活センター) ア 交通事故相談所における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所は、日弁連交通事故相談センターや交通事故紛争処理センター、その他民間の被害者支援団体等の関係機関との連絡協調を図る。 イ 交通事故被害者等の心情に配慮し、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、研修等を通じて、相談員の資質向上を図る。 ウ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、地方公共団体のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。 。	
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化	(県警察) 交通事故被害者に対する適正かつ迅速な支援の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進する。	

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 東北運輸局 県警察
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	
細 目	事 業 内 容	
(1) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	(県警察) ア 交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を配付する。 イ ひき逃げ事件、危険運転致死傷事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。 ウ 重大な交通事故事件の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果等についての問い合わせに真摯に応じ、適切な情報の提供を図る。	

(2) 公共交通 事故被害者 への支援	(東北運輸局) 国土交通省公共交通事故被害者支援室において、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたる被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等のほか、外部の関係機関とのネットワークの構築、フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等の公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。 ア 平時における取組 (7) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。 (4) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 イ 事故発生時の取組 (7) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報、事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集、整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応する。 (4) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。 また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。
------------------------------------	---

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 県警察
節	8 交通事故分析の高度化の推進	
細 目	事 業 内 容	
	(県警察) 交通事故の諸要因に関する統計の充実を図るとともに、人、道路及び車両の三要素について、総合的な観点からの事故分析を行い、事故分析結果や交通事故発生場所の地図情報等を県民に提供し、交通安全意識の高揚を図る。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 J R 東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 I G Rいわて銀河鉄道
節	1 鉄道交通環境の整備	
項目	1 鉄道施設等の安全性の向上	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、J R 東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道) ア 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。 イ 自然災害に備え、軌道や路盤、駅施設等の保守及び強化を推進する。 ウ 老朽施設は計画的に更新し、保全整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持、補修等の促進を図る。 エ 安全総点検等での指導や技術支援制度の活用等により、技術力の向上を図る。 オ 駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮したバリアフリー化を推進する。 カ 高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のホームからの転落事故防止のため、ホームドアの整備を加速化することを目指し、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落防止策として新技術等の活用を検討する。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 鉄道交通環境の整備	
項目	2 運転保安設備等の整備	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局) 曲線部等への速度制限機能付き A T S ^{2 4} など、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実に整備を推進する。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) 運転事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加え、利用者等の理解と協力が必要であるため、安全設備の正しい利用方法を表示することにより、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供する。 また、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、ホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うキャンペーン等において広報活動を積極的に行い、県民に対して鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	3 鉄道の安全な運行の確保	
項目	1 保安監査等の実施	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) ア 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査等を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。 イ 定期的に鉄道保安連絡会議を開催し、事故防止対策に関する情報交換を行うとともに、運輸安全マネジメント評価により、事業者にコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を行う。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	3 鉄道の安全な運行の確保	
項目	2 運転士の資質の保持	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) ア 資質の確保のため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。	

	イ 資質の保持のため、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。
--	--

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	3 鉄道の安全な運行の確保	
項目	3 安全上のトラブル情報の共有、活用	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) ア 重大な列車事故の未然防止のため、インシデント等の情報を収集、分析し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有を図り、再発防止に活用する。 イ 運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告が行われるよう指導する。 ウ リスク情報について、鉄道事業者による情報共有の徹底を図る。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 盛岡地方気象台 J R 東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 I G R いわて銀河鉄道
節	3 鉄道の安全な運行の確保	
項目	4 気象情報等の充実	
細 目	事 業 内 容	
	(盛岡地方気象台、J R 東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、I G R いわて銀河鉄道) ア 気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「道路交通の安全」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。 イ 鉄道事業者は、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。 ウ 気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化や I C T を活用した観測・監視体制の強化を図る。また、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	3 鉄道の安全な運行の確保	
項目	5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) ア 国と鉄道事業者は、夜間・休日の連絡体制を確保し、大規模な事故又は災害発生時には迅速かつ的確な情報収集、連絡を行う。 イ 事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧体制を整備するよう指導する。 ウ 鉄道事業者に対し、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関) 東北運輸局
節	3 鉄道の安全な運行の確保	
項目	6 計画運休への取組	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化についても指導する。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	4 鉄道車両の安全性の確保	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) 鉄道車両に関する保安上の技術基準を見直すとともに、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減方策や電子機器等の誤動作防止方策の検討、活用を図る。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
節	5 救助・救急活動の充実	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道) 重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助、救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関などとの連携の強化を図る。 鉄道事業に従事する職員の自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等応急手当講習の受講を推進する。	

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	6 被害者支援の推進	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局) 国土交通省公共交通事故被害者支援室において、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたる被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等のほか、外部の関係機関とのネットワークの構築、フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等の公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。 ア 平時における取組 (ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。 (イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 イ 事故発生時の取組 (ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報、事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集、整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、ま	

	た、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ、相談に的確に対応する。 (イ) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。 また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。
--	---

章	2 鉄道交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 運輸安全委員会
節	7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、運輸安全委員会) 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修の内容を充実させ、新たな調査手法の構築や調査技術の向上を図るとともに、分析能力の向上に努め、鉄道事故防止を図る。 また、各種分析技術、事故分析結果等の活用により、総合的な調査研究を進め原因究明に努める。調査で得られた結果等に基づき、勧告、意見陳述により必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に努め、特定の事故類型について、傾向、問題点、防止策を分析し、結果公表や事故防止啓発活動を行う。	

章	3 踏切道における交通の安全	東北運輸局 J R 東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 I G Rいわて銀河鉄道 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部
節	1 踏切道の立体交差化及び構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備等の促進	
細 目	事 業 内 容	
	（東北運輸局、J R 東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、都市計画課、道路環境課） ア 遮断時間が特に長い踏切道や、主要な道路と交差する軌道・道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図る。各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置など、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進する。 イ 狭小な踏切道の事故対策として、歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、効果の高い構造の改良等を促進する。 ウ 特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備により安全な歩行空間の確保を促進する。	

章	3 踏切道における交通の安全	（実施機関名） 東北運輸局 J R 東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 I G Rいわて銀河鉄道 県警察
節	2 踏切保安設備の整備	
細 目	事 業 内 容	
	（東北運輸局、J R 東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道、県警察） ア 踏切道の利用状況や幅員などを勘案し、踏切遮断機の整備を行う。 イ 必要に応じて、警報時間制御装置の整備を進め、遮断時間の短縮を図る。 ウ 交通量の多い踏切道については、障害物検知装置など、事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 エ 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 オ 踏切道の幅員、う回路の状況等を勘案し、車両通行止めや一方通行等の交通規制を行うとともに、道路標識の大型化等による視認性の向上を図る。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。	

章	3 踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道 県土整備部
節	3 踏切道の統廃合の促進	
細 目	事 業 内 容	
	(東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道、都市計画課) 踏切道の立体交差化や構造改良の実施に併せて、地域住民の通行に支障を及ぼさないものについては、踏切道の統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。	

章	3 踏切道における交通の安全	東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道 県土整備部 県警察
節	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	
細 目	事 業 内 容	
	（東北運輸局、ＪＲ東日本、岩手開発鉄道、三陸鉄道、ＩＧＲいわて銀河鉄道、道路環境課、県警察） ア 踏切道予告標や踏切信号機、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による踏切関連交通安全施設の高度化を推進する。また、緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 イ 車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを強化する。 ウ 落輪等の踏切支障時における非常押ボタンの操作方法など、緊急措置の広報活動を強化する。 エ 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急、救命活動や緊急物資輸送に支障が生じた際に対応できるよう情報共有を図る。	

注釈一覧

¹ 光ビーコン

光（目には見えない近赤外線）を用いて、カーナビ等車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する感知器としての機能も併せ持つ。

² 薄層舗装

車道の路面に凸型断面の舗装をし、過度な速度で自動車が通過した際に、ドライバーに与える音や振動により、速度の抑制を図るもの

³ イメージハンプ

外側線及び中央線に沿ってカラー舗装し、色等の変化により、車道の幅員が狭くなっているように見せかけ、速度の抑制を図るもの

⁴ 減速マーク

外側線及び中央線の内側に沿って白色の破線等を標示し、車道が狭くなっているように見せかけ、速度の抑制を図るもの

⁵ ランブル・ストリップス

中央線に一定の間隔で凹型の切削溝を掘り、ドライバーに与える音や振動により、センターラインからはみ出しを知らせるもの

⁶ V I C S (Vehicle Information and Communication System)

FM多重放送や道路上の発信機から受信した交通情報を図形・文字で表示するシステムのこと。V I C Sセンターで編集・処理された渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに送信し、カーナビゲーションシステムに用意されている地図の上に重ね書きして表示する。

⁷ E T C 2.0

これまでのE T C（高速道路や有料道路の料金所ゲートで、自動車や自動二輪車に搭載した車載器と無線通信を行い、車種や通行区間を判別して認証や決済を行うシステム。）と比して、①大量の情報の送受信が可能となる、②I Cの出入り情報だけでなく経路情報の把握が可能になる、など、進化した機能を有しており、道路利用者はもちろん、I T S推進に大きく寄与するシステム。

⁸ ハンプ

自動車の走行速度を低減するために、道路上に設けられた凸型の構造物。

⁹ U T M S (Universal Traffic Management Systems)

高度交通管制システムを中核として、A M I S（交通情報提供システム：交通管制センターに収集された交通情報を、情報板、カーラジオ、カーナビゲーションなどをはじめとするさまざまなメディアを通して提供する。）、P T P S（公共車両優先システム：バス専用・優先レーンの設置や、違法走行車両への警告、優先信号制御などを行い、バスなどの公共車両が、優先的に通行できるように支援する。）、M O C S（車両運行管理システム：個々の事業車両の走行位置や時刻などの情報を事業者を提供し、バス事業、貨物輸送事業、清掃事業などの事業者が、自社車両の運行管理を適切に行えるように支援する。）、D S S S（安全運転支援システム：ドライバーが視認困難な位置にある自動車、二輪車、歩行者を、各種感知機が検出し、その情報を、車載装置や交通情報板などを通して提供し、ドライバーが安全に運転できるように支援する。）等からなる総合交通管理システム。

¹⁰ 標識BOX

はがき、インターネットを利用して、道路を利用する皆さんから案内標識、規制標識に関する意見を受け付けるもの。

¹¹ 信号機BOX

インターネットを利用して、道路を利用する皆さんから信号機に関する意見を受け付けるもの。

¹² 道の相談室

管轄を問わず、幅広く道路の相談を電話やインターネットで受け付け、解決を図るもの。

¹³ DSSS (Driving Safety Support Systems)

ドライバーが安全に運転できるように支援するシステム。ドライバーが視認困難な位置にある自動車、二輪車、歩行者を、各種感知機が検出し、その情報を車載装置や交通情報板などを通して提供し、注意を促す。

¹⁴ ICT (Information and Communications Technology)

情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

¹⁵ AHS (Advanced cruise-assist Highway Systems)

道路情報を車に伝えることで事故を防止するシステム。例えば、カーブの先に故障車が止まっているとした場合において、カーブの手前から警報が出て危険を察知できる。

¹⁶ ITS (Intelligent Transport Systems)

情報技術を用いて人と車両と道路を結び、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決を図る新しい交通システム。渋滞情報と連動した高度なナビゲーションシステム(VICS)や自動料金収受システム(ETC)など、いくつかの要素技術から成る。

¹⁷ ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動のこと。

¹⁸ イエローカード

危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード。

¹⁹ ASV (Advanced Safety Vehicle)

先進安全自動車(ASV)は、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。

²⁰ OBD 検査

従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障の有無に対応する電子的な検査で、車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD(車載式故障診断装置)とスキャンツールを接続することで、車両に記録された特定DTC(故障コード)を読み取り合否判定を行うもの。

²¹ TSマーク

自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク(有効期間1年)で、損害賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。

²²DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されている。

²³AED (Automated External Defibrillator)

心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器である。

²⁴ATS (Automatic Train Stop)

停止（赤）を現示する信号機からある程度手前の位置に列車がさしかかったとき、運転士が所定の確認扱いをしないと自動的にブレーキがかかって停止させるシステムをいう。